

鎮臺諸官職務畧解

ベルツベル、イン、デ、ヨリタイレ、アフデーリング
鎮臺帥

參謀局中の官員を以て之とせし任を位階とゼチルール、マヨール

此官員は直に兵部卿の支配を受け、軍團中諸兵士の演習、衣服、
兵器、内務、日々の勤務、一般の取締、及軍律を監督し、兵威の補
助を求むる時々之と許容し、又諸人の所行及職務を於て定法の
規則及條目と遵奉すや否と注目し、而し其誤りあれば之と改め
又此事件、軍團中特別の勤務及所業は關係をれど其兵種の属
する軍團の監督官は之と報知をべし。○又諸般特別の事件は

六
三
頁

於ては模様は依り其兵種の属する軍團の監督官と高儀して其取捌とあらべし

此官員は地方の指揮及其部内にある兵卒の指令と委任す

各鎮臺帥は上士官一員或は將軍參謀局の一大尉と其參謀

官の頭目セフ(大尉)とあり並に將軍參謀局中の一大尉或は中尉と

其參謀官の補助頭目(少尉)とあり共之を帥副官とありて

諸職務と勤めしむべし

又帥を第一條に記載する事件の外其指揮と掌る地方の

防禦に關係する諸件と十分察知し又兵部卿よりの委任と
得て諸城寨砲臺と築たる陣所及屯營所を時に見分し及
兵卒と備ふ處と連堡土地家屋等と監督し而て地方の司令
官及陣營司令官並に諸務の頭目と皆其手下に屬せしめて
内務及日課庶務會計庶務醫療並に地方及陣營の庶務等
は取扱ふしむべし

又此官員は非常緊要の事件起ると直ちに之を兵部卿に報知
し又兵部卿の命に依りて見分せし諸件を尽く之を報告し

共六百六十一、六十二、五百二十八、六百三、六百五、六百九、六百九十一、七百二十九、七百三十四、七百九十四、八百二十五、九百八十九、千四十、千五十、千百八、二千十七、及二千二十九章中、記し、る、算用書の報告を、おすべし、
若し此官員至重の事件ありて官許と得る暇^{あひだ}直^{ただ}其
支配部中の其身の居ると要とゞく地は行くことを、あ、得
べし然れども直^{ただ}其度と兵部卿は報知しべし

大貳

官制考並に上條にあり別小詳解あり
將軍參謀局の少佐或ハ大尉を以て之に任す

少貳

前同断
將軍參謀局の大尉或ハ中尉を以て之に任す

管州副官

位階ロイテナント、コロル或もモールを以て之れ小任、又稀れカビテ
インを以て之れ小任とあり

此官員も直に鎮臺帥に隸して其部中の首府に居住し又
其帥の命に依りて諸事を取扱ひ並に書記となり而して賦兵
に關係する諸件も帥に關せしむる直に之れを取扱ひ又兵部
卿の命に依りて軍兵名簿中小記する人員の位地と変
換し軍議に依りて兵部省の處置小任を屬し賦兵と差
出し又軍議に依りて裁判を請けしむる兵士或は其戒罰の
日數が終へし兵士と其附屬の軍團中へ送りしめ或は裁

判と受け罰と言渡されける兵卒と幽囚の場所送りめ
 又々通行する兵卒あれば之と其道路諸地の長官小報
 知せし陣營及厩の筭用書、人数の筭用書、看守番兵の
 筭用書及其他一週日毎にあらと要する筭用書と取
 集めて之を送達し又番兵を送りたる薪炭及油蠟燭の
 筭用證書と吟味して澄印をかり又軍事監督官の為小
 兵卒変換の報告書を作りて之を送達し又兵威の補助
 を要する求めあれば直に軍兵と出りて之を助く

又此官員は巡邏兵の宿住所及必用ある品物運輸の諸法
を監督―又軍團の頭目或は築造兵の頭目の監督は任
せざる屯營所と監督と―

又此官員は非常の事件あれば直之を鎮臺の帥に報
知し而し若し其事大緊要事件あれば兵部卿へ亦之を
報知する―且又毎月第一日は其前一月中は其身の取扱
ふる諸般の事務は悉く鎮臺帥に報告すべし

ブライチレイキ、コマンドメント
地方司令官

兵部

0996

此官員も直に鎮臺帥の支配を請け決して兵部省の直
ちの差罔を求むるを以然ととも通常の手續にてハ機
會と失とを恐る至急の處置と要するを此例
ふあふむ以此時と於て其書翰の寫と同時に鎮臺帥
に送るべし○軍兵等は非常の不幸ある事件起ると速
に之を兵部省へ報知するを要し○若し自殺せし者有
るとき其者真に自殺したる歟又其自殺疑ふべき事あるや
否を吟味し其死者の所行及特は其死せし前日の所行を

吟味し又其死者平日懇意あるせし者若し此者其自殺せしものと關係せしや否と吟味して此諸件と兵部省の事務掛りの報知し又借財簿及罪罰簿中より其死者は關係せし事件あれば之を拔革して其報知書に添へ差出ると

地方司令官と軍團の頭目或は軍事會計官と異論ありて其説合せざることある時と帥自ら其事件を吟味し而して兵歩ブリガード隊の指揮官或は此指揮官と同様の威權ある

人ハ書翰と送りて其事と裁断とべし又民部の官員と
 兵部の官員と異論起ると鎮臺帥之と其地ある國王の
 領事官ハ告り其議論と止めしむ然とも右の處置と其
 議論と止むと能ざる時甲の時と於てはブリガーデの指
 揮官より兵部省へ報知しこの時と於ては鎮臺帥より之と
 兵部省へ報告とべし但し兵部省の上指揮官ハ常々其諸
 事件の報知と清ると要と

若し地方司令官他の職務と勤むる命と受くるも其

後役とある者或は此司令官不在の間々代勤とある者其
職務と悉く傳達せし後あらざれば其職務と退く處
らむ○若し其司令官暫時不在の時よ於ては免許と與へ
人其代勤の者と命じべし

地方敵兵の攻圍と清けて戦争は関くべし時々之と除る其
他平日の時よ於て地方司令官は軍兵の陣營廢務の事
取扱い並に軍法及軍律よ於ては只下件の事而已之と取扱ふ
軍即ち兵士小屋構の内よ於て其兵卒等と軍律よ處するハ

其隊の指揮士官之と掌る然とも其構外に於てハ地方司令官之と掌るべし又陣營中の事件に於て召捕らへられたる者之と本營に送るべし而し此者に罰を施す時ハ地方司令官軍律規則中第五十四章の主意に依り其地にある軍團の頭目或は其以下の者小刑律書と監察せしめて之と商議をべし○地方司令官は築造隊士官の監督せざる城寨、軍用の地所並に建物及官府所持の諸物と監督し兼て免許を得たる者の外に一人も其地に入らざることを注意し而し

若し其地は兵士来りて諸物と損害されば捕へて之を罰と
施すべし然るも其者若し農商なりと直之を其筋の
官員より引渡さべし

各地方司令官は己れの指揮と司る市街及城寨と安然靜謐
ありしむる責を受くるべし是故は其司令官は自ら法令及條
目を出し又其地を置くとき要とする番兵及張番人を取り極
又作候等を出し巡邏せしむべし○此司令官は己との監
督小任せられたる城寨の不意に襲れざるため太平の時兼て其

防禦の策と設け置くべし又其支配となせる諸陣營と
 熟知し及其支配所中にある城寨の性質並に其防禦の法
 術と十分講究をべし又適宜の諸法と設け農商と兵士の良
 好なる交接を保たしむべし是故小諸神祭及公然と娯樂
 とある日小於ては特に其地の支配人と商議して不都合ある
 様諸事と取扱ふべし又若し謀及の者ありて靜謐を害する
 ことありと雖成丈々平穩なる諸般の法術と用いて之を
 鎮靜せしめ其法術盡く敗れて無益となりし後あるをハ決して

兵威と以て處置をせう。又其司令官に己れの指揮を司る
管内に起ると安靜あらざる諸舉動、脅迫、騒動、疑い、
横様、蜂起、騷擾とべし張紙等あれば直に之を兵部卿へ報
知せしむを要す。

普通の陸軍の命令と地方司令官より之を砲兵の指揮官、築
造兵の監司及軍事監督官に報知をせしむ。

地方司令官と他の陸軍の指揮官同様已と得られぬ千八百
二十八年第二月二十八日王家の決議第一卷の百三十九葉に

記したる諸件を施行すべし然とも外国の移住人其旅行
の具所持せざして我國境を越へ来ることを防ぐべき諸
法を兼て之を設け置くべし

プレーモレイキ、アジェダント
司令副官

司令副官は直小地方司令官の支配を請け毎朝地方司令官
の方に至りて其命令を請け及前夜ありし諸件を其司令官小
報知すべし其他此官員は非常の事あれば之を吟味し其
報知を得て盡く之を其司令官に報告すべし若し二人

以上の司令副官あれど地方司令官も其副官として各其職務を分ち司とりむべし又其副官飾隊の勤務も順番小之を務むべし又陣營所の命令簿を其副官の一人之と掌とりむべし而て此官員も絶へど陣營所の庶務中特別も諸事件は注目して怠慢及誤謬をなすべからば又不意に番兵及張番人と検査し及地方司令官のかんと欲する巡邏をとり而て城堡溝渠大砲胸壁等は注意し又地方司令官の命に依りて書翰送達の庶務新兵士病人

及囚虜の輸送免狀の検査旅行も兵士の供給及運輸
に關係する諸法と取扱ふべし。○門番人及門扉の開閉と
掌する者も直に此司令副官の監督が請くべし